

平成26年度 市町村議会議員研修（5日間コース）

『新人議員のための地方自治基本コース』に参加した所感

高瀬 洋

5月12日～16日の5日間、大津市の全国市町村研修所（JIAM）で開催された、『新人議員のための地方自治基本コース』に参加した。この研修は、西脇市議会の新人議員6名全員が受講し、全体では沖縄県から北海道までの68名の市町村議員が参加している。民間企業の研修では、業種や年代、ポストなどで受講資格を分けるが、この研修は30歳前後から60歳代の議員までが一同に会したものである。5日間共に過ごすことで、議員として自分自身を見つめ直す機会にもなり、全国の議員とのネットワークづくりにも役にたった研修であった。

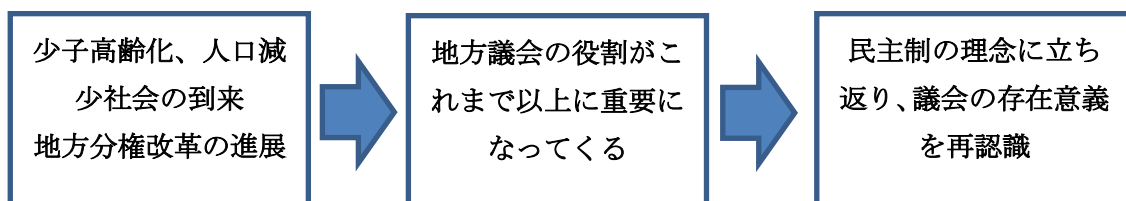
1 地方自治制度、地方議会制度について

地方自治は、日本国憲法や地方自治法で定められている。また、地方自治法第94条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」となっている。議会は執行部を監視し議案や条例を承認する機関なのだから、当然、議員は法律知識は必要である。西脇市議会でも毎回多くの議案が審議され、国の法令変更に伴う条例の変更等も多くあるが、責務を全うするためにも法律や西脇市が定めた条例には、もっと知見を広める必要があると思った。

2 地方議会制度、議会改革について

日本の人口は、2004年12月の1億2,784万人をピークとして、2050年には、9,515万人にまで減少すると予想されている。人口が減少すると何が不都合かという、学校や病院、公共施設などを市町村単位で予算化し運営しては、ムダやムラが多いということである。自治体の合併が一巡した状況下、今後は西脇市と多可町で進めているような定住自立圏の促進が活発化するだろう。

地方議会を取り巻く環境の変化



国の地方制度調査会答申では上記の人口減少や、国から県へ、県から市へといった権限移譲が今後益々増大すると述べられている。これらにより地方議会の役割は、

ますます重要となってくる。当然、それぞれの議会や議員は、これまで以上に自身の存在意義や資質の向上に努めなければいけないと思う。

3 政策法務（条例提案力）について

議員の役割として、執行部の監視機能の他、自治体の課題解決方策の一つとして条例提案ができる。今回の研修では、国内で実際に施行されている議会基本条例を用いて、各条例の良い所、特徴などをグループで議論することにより、条例とはどのようなものなのかの理解を深めることができた。また、良い条例とは、条例を読んだ者に分かり易く共通の認識に立てること、自治体の規模やその地方の特徴にあった内容であること等が、重要であることが理解できた。

4 分権時代の地方議会（議員）に期待されること

この講義は最終日に、元人事院総裁の中島忠能氏より講義があった。現場を知り尽くした方からのメッセージは、次のようなものであり、心に刻んだ言葉である。

- (1) 主権者である住民の代表者であることを自覚し、住民の意見を聞いたり、議会の報告により、住民との意思疎通を行うこと。
- (2) 情報公開を進め、正すべきは正し、勉強すべきは勉強し、住民が納得し、賛意を表すように努力する。
- (3) 多数派だからといって、十分な議論なしで採決を急いではいけない。
- (4) 少数派の背後にもそれぞれ異なる考え、主張をもった住民がおり、その人数は予想より多いかもしれない。議会ではお互いに相手の主張に耳を傾け、譲歩、妥協、調和を目指して、熟議に熟議を重ねて結論を出す。

以 上